

いわき都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更について

【いわき市復興整備計画（いわき市決定）】

都市計画小名浜港背後地一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のように変更する。

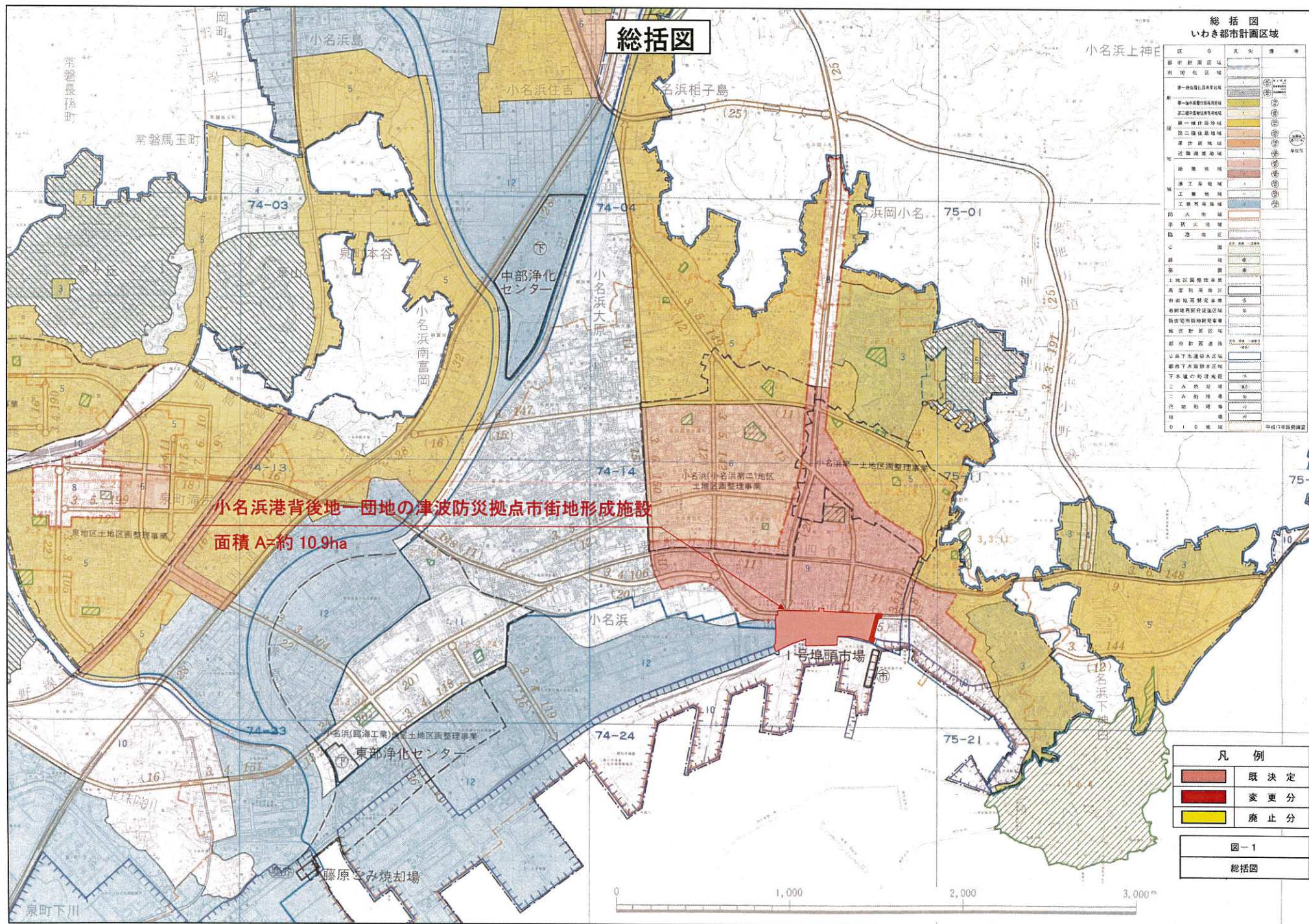
名 称		小名浜港背後地一団地の津波防災拠点市街地形成施設					
位 置		いわき市小名浜字辰巳町、字定西及び字高山					
面 積		約 10.9ha					
特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	特定業務施設		約4.1ha		備考	購買施設、文化施設、事務所、サービス施設等を配置する。	
	特定業務・公益的施設		約1.8ha			購買施設、サービス施設、官公庁施設、事務所、交通施設等を配置する。	
	公共施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			幹線街路	3・3・101 平磐城線	29.25m	約160m	都市計画決定済
			幹線街路	3・5・142 船引場原木田線	17.25m	約400m	都市計画変更予定
			幹線街路	3・5・144 船引場館ノ腰線	15.0m ～ 17.25m	約170m	都市計画変更予定
			区画街路	7・5・14 辰巳町線	14m	約100m	都市計画変更予定
			幹線道路	市道辰巳町1号線	17m	約120m	
			幹線道路	臨港道路	30m	約600m	
		上記のほか、区画道路、津波からの避難動線を確保する通路等を適宜配置する。					
	公園及び緑地		津波避難の安全性を確保するとともに、良好な都市環境の創出を図るため、公園及び緑地を適宜配置する。				
	その他の公共施設		下水道 ①雨水：いわき市公共下水道に放流する。 ②汚水：いわき市公共下水道に接続する 上水道 いわき市上水道により供給する。				
小計		約5.0ha					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		40／10以下					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		8／10以下					

「区域、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

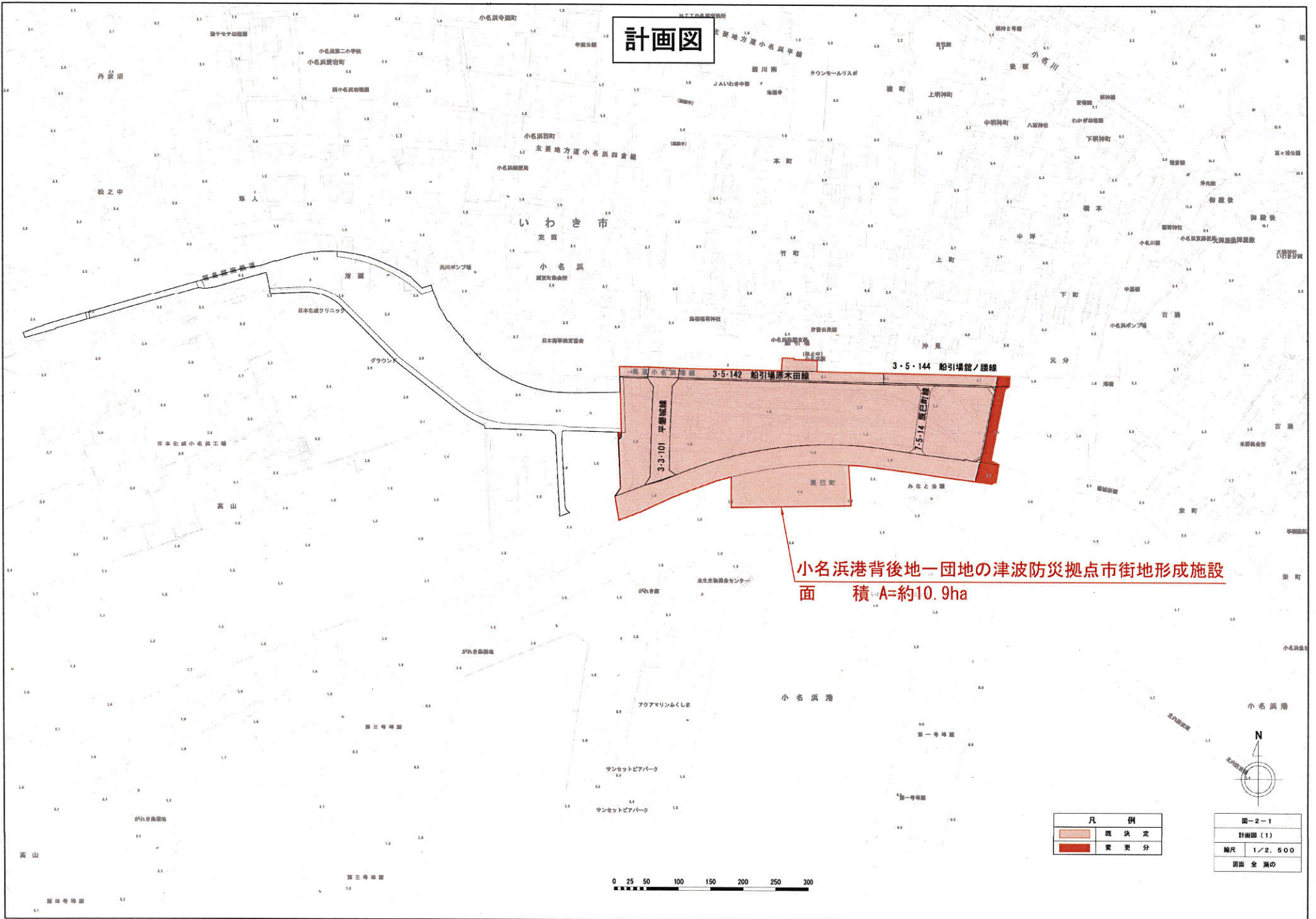
理 由

小名浜港背後地においては、多くの来訪者や観光客の安全性を確保するため、津波防災機能を付加した民間集客施設を誘導し、港湾関係官公庁施設を集約立地することにより、再度津波が発生した場合においても都市機能を維持する一団地の津波防災拠点市街地形成施設を計画決定し、小名浜港背後地津波復興拠点整備事業により基盤整備を進めている。

土地区画整理事業の区域拡大や街区の変更に伴い、交差点改良の影響を受ける区域の拡大や、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模の変更等が必要となるため、復興整備計画に記載し、本案のとおり変更しようとするものである。



計画図



小名浜港背後地一団地の津波防災拠点市街地形成施設
面積 A=約10.9ha

凡 例	
■	既 決 定
■	要 更 分

図-2-1	
計画図(1)	
縮尺	1/2,500
図面全葉の	

0 25 50 100 150 200 250 300